

水と緑と詩のまち前橋文学館友の会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、水と緑と詩のまち前橋文学館友の会と称し、事務局と水と緑と詩のまち前橋文学館（以下「文学館」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、文学を中心とする幅広い芸術文化に関する諸活動をとおして、会員相互の自己実現と親睦を図り、併せて文学館が実施する事業の支援を行い、もって地域社会の知的・文化的な生活の発展と、先人の遺産継承に貢献するものとする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会報・書籍等の発行・出版
- (2) 見学会・交流会等の開催
- (3) ボランティア活動における文学館事業・その他への支援
- (4) 会員による学習・研究活動に対する支援
- (5) その他目的達成に必要な事業の実施

(会員)

第4条 本会は、会の趣旨に賛同し、所定の手続きにより会費を納入した一般会員及び賛助会員で構成する。賛助会員は個人又は法人・団体とする。

2 会員には会員証を発行する。

(会費)

第5条 本会の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 一般会員 | 3,000円 |
| (2) 賛助会員 | 1口 10,000円 |
- 2 会費の有効期限は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。但し1月1日から3月末日までの初入会者にあっては、引き続き次年度分を納入したものと看做す。
- 3 会員は途中で退会しても、会費の払い戻しは行わない。

(会計)

第6条 本会の軽費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会計決算は毎年度末とする。

(役員等及び任期)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長2名会長を補佐し、会長事故あるときは会長職務を代行する。
 - (3) 事務局長・事務局次長各1名会務を掌理する。
 - (4) 会計2名金銭・物品の出納にあたる。
 - (5) 幹事若干名会務の執行にあたる。
 - (6) 監事2名監事は会計の監査にあたる。
- 2 役員の任期は2年（総会から次年度総会まで）とする。

- 3 会長・副会長・事務局長・監事は総会において選出し、会計・事務局次長・事務局員は会長が委嘱する。
- 4 幹事は10条に定める専門部会の代表者、学習会・研究会（以下「学習会」という）の代表者および会員の中から会長が役員会の同意を得て指名する者をもつてある。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会に次の会議を置き、会長が招集

- (1) 総会 事業・予算・その他重要事項を協議する。必要に応じて臨時に総会を開催することができる。但し、緊急を要する場合は役員会で専決し、後日の総会において承認を受けるものとする。
- (2) 役員会 必要に応じて開催する。

2 会議は、出席者過半数の同意によって決定し、可否同数の場合は、会長が決定する。

(専門部会及び学習会等)

第10条 本会に、専門部会を置くことができる。

- 2 ボランティア活動は、参加する個人の貴重な自発的意思に即し、その希望は充分尊重される。
- 3 専門部会の設置又は廃止および構成その他必要な事項は役員会で協議し決定する
- 4 会員は自主的に同好者で学習会をつくり会長に届出し、本会に登録することができる
- 5 専門部会に部長を置き、学習会に学習会長を置くことができる。
- 6 本会は専門部会および登録された学習会の活動を支援するため、必要な援助をすることができる。

(特典)

第11条 会員は文学館から次の特典を受けることができる。

- (1) 文学館の事業案内等の配布
- (2) 文学館の観覧料金の割引

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

この会則は1995年4月30日から施行する

1997年4月27日 一部改正

1998年4月26日 一部改正

2001年4月14日 一部改正